

地方財政法第三十三条の五第二項第一号イ
及びロ並びに第二号の額の算定に関する
省令

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三
十三条の五第二項第一号イ及びロ並びに第二号の
規定に基づき、地方財政法第三十三条の五第二項
の額の算定に関する省令(平成十年自治省令第十八号)
の全部を改正する省令を次のように定め
る。

(法第三十三条の五第二項第一号イの額の算定
方法)

**第一条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)
号。以下「法」という。)第三十三条の五第二
項第一号イに規定する地方税法(昭和二十五年
法律第二百二十六号)附則第三条の四の規定の
適用がないものとした場合における当該都道府
県の当該各年度の個人の道府県民税の所得割の
収入見込額から当該都道府県の当該各年度の個
人の道府県民税の所得割の収入見込額を控除し
た額として自治省令で定めるところにより算定
した額は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそ
れぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によつて算
定した額とする。**

度年十成平一 度			算定方式 式
10 B ×	9 C ×	10 A + B ×	
$\frac{10}{12}$	$\frac{9}{11}$	$\frac{10}{12}$	

又は
C
×

又は
C
×

×
0.
03
4×0.
03
×

度年一十成平二 度			算定方式 式
B ×	2 C ×	2 B ×	
$\frac{2}{11}$	$\frac{2}{12}$		

又は
C
×

又は
C
×

(法第三十三条の五第二項第一号ロの額の算定 方法)		
B 平成10年度の市町村税課税状況調第6 C 平成10年度の市町村税課税状況調第6 1表の表側「特別減税額」欄に係る当該都道府県内 分、「表側「特別減税後の所得割額」欄に係 る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額 合計額	A 平成10年度の市町村税課税状況調第6 B 平成10年度の市町村税課税状況調第6 C 平成10年度の市町村税課税状況調第6 1表の表側「特別徵收」のうち「道府県民税 分」、表頭「特別減税の対象となる所得割額」 欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額 合計額	又は C ×
$\frac{2}{11}$	$\frac{2}{12}$	

又は
C
×

又は
C
×

$I \times \frac{(J+K)}{L} - \frac{(F+G)}{H}$	×	$\times 0.034\times 0.03\times$
--	---	---------------------------------

度年一十成平二 度			算定方式 式
C 平成8年度の道府県税課税状況調第26 B 平成8年度の道府県税課税状況調第26 表の表側「木造」のうち「承継分」、表頭 「法第73条の14第1項から第3項まで及 び第5項に該当するものでその取得価格の全 額が同条第1項又は第3項に規定する金額以 下のもの」のうち「価格」欄に係る当該都 府県の額 C 平成8年度の道府県税課税状況調第26 B 平成8年度の道府県税課税状況調第26 表の表側「非木造」のうち「承継分」、表頭 「法第73条の14第1項から第3項まで及 び第5項に該当するものでその取得価格の全 額が同条第1項又は第3項に規定する金額以 下のもの」のうち「価格」欄に係る当該都 府県の額	A 地方自治法等の規定に基づく地方公共団体 の報告に関する総理府令(昭和28年総理府 令第32号)に基づき調製された平成10年 度の市町村税課税状況等の調(以下「平成1 0年度の市町村税課税状況調」という。)第 61表(平成10年度特別減税に関する調) の表側「普通徵收」のうち「道府県民税分」、 表頭「特別減税額」欄に係る当該都道府県内 の市町村(特別区を含む。本条及び第三条に おいて同じ。)ごとの額の合計額	又は C ×	算定方式 式
$\frac{2}{11}$	$\frac{2}{12}$		

又は
C
×

又は
C
×

D 平成 8 年度の道府県税課税状況調第 26 表の表側「非木造」のうち「承継分」、表頭「法第 73 条の 1-4 第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項に該当するもの（②に該当するものを除く。）」のうち「控除額」欄に係る当該都道府県の額

E 平成 8 年度の道府県税課税状況調第 28 表（3 不動産取得税に関する調（3）土地に関する調）の表側「住宅用宅地」、表頭「取得価格が法第 73 条の 2-4（法第 73 条の 2-7 を含む。）の規定に全額該当したもの」のうち「価格」欄に係る当該都道府県の額

F 平成 8 年度の道府県税課税状況調第 26 表の表側「木造」のうち「承継分」、表頭「法第 73 条の 1-4 第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項に該当するものでその取得価格の全額が同条第 1 項又は第 3 項に規定する金額以下のもの」のうち「件数」欄に係る当該都道府県の件数

G 平成 8 年度の道府県税課税状況調第 26 表の表側「非木造」のうち「承継分」、表頭「法第 73 条の 1-4 第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項に該当するものでその取得価格の全額が同条第 1 項又は第 3 項に規定する金額以下のもの」のうち「件数」欄に係る当該都道府県の件数

H 平成 8 年度の道府県税課税状況調第 26 表の表側「合計」、表頭「法第 73 条の 1-4 第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項に該当するものでその取得価格の全額が同条第 1 項又は第 3 項に規定する金額以下のもの」のうち「件数」欄に係る当該都道府県の件数

I 平成 8 年度の道府県税課税状況調第 28 表の表側「住宅用宅地」、表頭「法第 73 条の 2-4（法第 73 条の 2-7 を含む。）の規定に該当したもので③以外のもの」のうち「控除額」欄に係る当該都道府県の額

J 平成 8 年度の道府県税課税状況調第 26 表の表側「木造」のうち「承継分」、表頭「法第 73 条の 1-4 第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項に該当するもの（②に該当するものを除く。）」のうち「適用件数」欄に係る当該都道府県の件数

K 平成 8 年度の道府県税課税状況調第 26 表の表側「非木造」のうち「承継分」、表頭「法第 73 条の 1-4 第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項に該当するもの（②に該当するものを除く。）」のうち「控除額」欄に係る当該都道府県の額

年	度	平成十一年度	平成十二年度	平成十三年度	平成十四年度	法
又 は C ×	B ×	$\frac{10}{12}$	$\frac{9}{11}$	$\frac{10}{12}$	$A + B \times$	「適用件数」欄に係る当該都道府県の件数 (法第三十三条の五第二項第二号の額の算定方 法)
	C ×				次 の 算 式	「適用件数」欄に係る当該都道府県の件数 を除く。」のうち、「適用件数」欄に係る当該 都道府県の件数

〔法第7・3条の14第1項から第3項まで及び第5項に該当するもの(②に該当するものを除く。)のうち「適用件数」欄に係る当該都道府県の件数
L 平成8年度の道府県税課税率調第26表の表側「合計」、表頭「法第7・3条の1・4・5第1項から第3項まで及び第5項に該当するもの(②に該当するものを除く。)のうち「適用件数」欄に係る当該都道府県の件数
〔法第三十三条の五第二項第二号の額の算定方法〕
第三条 法第三十三条の五第二項第二号に規定する地方税法附則第三条の四の規定の適用がなないものとした場合における当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の收入見込額から当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によつて算定した額とす
る。

度年一十成平二			
$\frac{2}{11}$ 又は $C \times$	$\frac{2}{12}$ B ×	$\frac{2}{11}$ I C ×	$\frac{2}{12}$ B ×
			算式

附 則	前号の算式の符号B及びCに同じ。
1 2	この省令は、平成十年五月三十一日から施行する。 平成十年度に限り、第一条及び第三条に規定する額の算定において用いる市町村税課税状況調の数値が確定するまでの間においては、法第十三条の五第二項第一号イ及び第二号に規定する地方税法附則第三条の四の規定の適用がなしたものとした場合における地方公共団体の平成十年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の收入見込額から当該地方公共団体の同年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額とし、自治省令で定めるところにより算定した額は、第一条及び第三条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額を超えないと見込まれる額の範囲内だけで自治大臣が当該地方公共団体の平成九年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の課税状況等を勘案して通知した額とする。この場合において、当該市町村税課税状況調の数値が確定した後においては、当該通知した額は、同条の規定により算定した額に含まれるものとす